

「改正特許法施行令」新旧対照条文

- ・ 「新」のアンダーラインは追加部分、「旧」のアンダーラインは削除部分に該当する。

新	旧
<p>(延長登録の理由となる処分)</p> <p>第三条 特許法第六十七条第二項の政令で定める処分は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>次に掲げる処分</u></p> <p>イ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第十四条第一項に規定する医薬品に係る同項の承認、同条第九項（<u>医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。</u>）の承認及び医薬品医療機器等法第十九条の二第一項の承認</u></p> <p>ロ <u>医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項に規定する体外診断用医薬品に係る同項の承認、同条第十一項（<u>医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。</u>）の承認及び医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第一項の承認</u></p> <p>ハ <u>医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項に規定する体外診断用医薬品に係る同項の認証及び同条第六項の認証</u></p> <p>ニ <u>医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項の承認（<u>医薬品医療機器等法第二十三条の二十六第五項の申請に基づく医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項の承認を除く。</u>）、<u>医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第九項（<u>医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。</u>）の承認及び医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第一項の承認（<u>同条第五項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十六第五項の申請に基づく医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第一項の承認を除く。</u>）</u></u></p>	<p>(延長登録の理由となる処分)</p> <p>第三条 特許法第六十七条第二項の政令で定める処分は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項に規定する医薬品に係る同項の承認、同条第九項（<u>同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。</u>）の承認及び同法第十九条の二第一項の承認並びに同法第二十三条の二第一項に規定する体外診断用医薬品に係る同項の認証及び同条第四項の認証延長登録の理由となる処分）</u></p>